

山科家記録における「ホク」と「盆山」

八六

小森 崇弘

はじめに

「盆山」という言葉から、人は何を想像するだろう。『日本国語大辞典』をひいてみると、「①庭などに砂礫などを積んで築いた小さな山 ②箱庭・盆栽などに造った山」とある。しかし「盆山」の語は、平安後期から江戸後期にいたるまで多義的な使用法がなされている。石そのものをさす場合もあれば、鉢植えされた植物を指す場合もあった。江戸期には砂と石の組み合わせによる現在の水石と同じ意味で「盆山」の語が使用された場合もみえる。『古事類苑』には「盆石」の項があり、現在の「水石」の語に近い江戸時代の盆石の記載のなかに混じって、室町時代の盆山の記事がわずかに記載されている。室町時代末期の『日葡辞書』には「Bonsan 日本人が緑の苔をつけたり、何か小さな木を植えつけたりして、水面に浮かぶ小さな岩のような格好につくる、ある種の石や自然木の材」とあり、現在でいう石付き盆栽を「盆山」と呼んでいた事例もある。室町末期の「盆山」は、美術的視線によって鑑賞される「石」そのものをめぐって錯綜していた状態にあり、その整理は現在にいたるまでなされていない状態にある。

室町時代の「盆山」に関する研究は決して多くはない。園芸史の分野から岩佐亮二氏が、日本・中国・朝鮮から盆栽のルーツをさぐるうとした『盆栽文化史』^③のなかで、盆栽の語の変化とその実態を整理し、室町

時代については禅僧の愛玩、足利義政の石付き盆栽としての盆山愛好が触れられている。丸島秀夫氏は『日本盆栽盆石史考』において、^④禅僧の盆山愛好を五山文学の詩から分析したほか、足利義政と禅僧の盆山愛玩についても『蔭涼軒日録』の記載から詳しく考察し、「盆山」を中国渡来の文化としてとらえている。盆栽と立花や庭園植栽との比較をこころみた研究も数編あるが、^⑤史料は非常に少なく、また研究の対象が変化（盆栽や庭園は遺構、遺物があっても植物の成長、天災、人為的改作、補修によって変化してしまう）することもあって、諸説が錯綜している状況にある。

山科言国の日記『言国卿記』や大沢久守ら山科家に仕えた家礼たちが書きついだ『山科家礼記』には（以下本論では『言国卿記』と『山科家礼記』を総称して『山科家記録』とする）、石付き盆栽としての「盆山」の記事が多く登場するが、これらの先行研究ではまったく取りあげられていない。

ところで、山科家記録にはある時期に「ホク」という言葉も多く登場する。この「ホク」を河原者が作成した記事があり、河原者の生業研究の一環として着目された。川嶋将生は「ホク」を連歌の発句と考え、^⑥丹生谷哲一氏は「ホク」は重陽の節句の際に長寿を願う菊のことだしている。^⑦この両説はいずれも河原者の存在形態の解明を主目的としており、山科家記録自体の史料価値、特に文化史の史料としての意義を十分に咀嚼したとは言い難い。^⑧さらに、後土御門天皇期の禁裏の文化的環境の考察が十分になされていないなかった研究状況にあって、「ホク」という言

葉がさすものを誤って比定している。山科家記録に登場する「ホク」と「盆山」に関する史料を詳細に分析すると、「ホク」と「盆山」は同一のものであり、ある特定の時期において「ホク」とよばれていたものが「盆山」という呼称に変化していることが明らかとなる。

本論では、まず山科家記録にあらわれる「ホク」と「盆山」が同一のものであることを論証し、その呼称の変化の理由を後土御門天皇期の禁裏の文化的環境の変化から考察する。その上で山科家記録にみえる「盆山」をめぐって、特に「盆山」を作成した人々に焦点をあてて、盆山の社会的位置について考察する。

また、「盆山」は山科家にとつて周囲との交流や禁裏での活動をもたらすものでもあり、山科家記録における「盆山」をめぐる人的・物的交流を明らかにし、中世末期の一中級公家にとつての「盆山」が果たした役割についても考察を展開していきたい。

第一章 「ホク」と「盆山」

丹生谷哲一氏は『お湯殿の上の日記』文明十三年（一四八二）九月八日条「きくの御なかくらの頭よりまいる。ほくはいつものごとく御庭の物うゆる」という記載と天文元年（一五三二）九月八日条の「きくの御なまかまいる。きく大こくうへまいらせらるる」という記載の類似性から、「ほく」は菊作りのことであると考えられた^⑨。しかし、重陽の節句の時期にあらわれた事例がほかに確認できず、文明期の『お湯殿の上の日記』にあらわれる他の「ほく」の語をみると、文明十一年九月十二日条「ほくつくりめして木うへさせらるる」文明十一年九月二十六日条「せんかう（禅間＝一条兼良）より御ほくの木ともまいる」（括弧内は引用者註、以下適宜語を補う場合は括弧で示す）文明十二年六月六日条「中山よりほ

くの石まいる」など、いずれも木や石に関係する記載をとまなっている。

本章では山科家記録にみえる「ホク」に関する記載を再検討し、「ホク」の実像を明らかにしていくとともに、「ホク」が「盆山」と同一のものであるという仮説を検証し、呼称の変化の背景を探っていきたい。

第一節 「ホク」と「盆山」の実態

そもそも「ホク」とはどのようなものであるのか。『言国卿記』における「ホク」の初出は、文明六年（一四七四）六月二十四日条「一、今日御ホクノ木ヲ予ニウヘサセラル」であつて、後土御門天皇の仰によつて、山科言国が「ホク」に木をつけたというものである。以降、「ホク」に対しての作業をみると、「一、御前ニテホクノ石ヲツクラセラレ、木ヲウヘサセラレ了」^⑩、「一、滋野井御チャクタウ（着到）ニ祇候也、下スカタニテ也、南向御庭ヘメサレ、ホクノ石ヲツクラセラレ、セキシヤウ（石莖）ヲウヘサセラレ了、予モ色々物共ヲ石ニ付了」^⑪とあるように「ホク」は石に木や石莖などの植物をつけることが確認される。また、「今日ホクノ水共、予ニカヘサセラル也」^⑫と「ホク」に水遣りをしていくことから、「ホク」につけられた植物は恒久的に育成されていたと考えられよう。

これらの「ホク」に関する作業は山科言国が禁裏で行ったものであるが、禁裏の庭に「ホク」は常に庭に置かれていたものと考えられる。『言国卿記』文明十三年四月二十二日条には「一、甘露寺番代ニ参内也、西向御庭ノ木石ヲナオサセラルル也、以予被仰付畢、御タイクニホクノ臺事、以予被仰付サセラレ畢」とあつて、庭の作業とともに「ホク」の台のことを沙汰しており、『言国卿記』文明八年五月十八日条には「一、

今日松木、予兩人御タイクニ御ホクノヲホイヲ見サセ了」とあつて、日覆いの沙汰をしていることから、「ホク」はいずれも庭先におかれていたものと思われる。

『山科家礼記』においても「ホク」の語は登場する。『山科家礼記』におけるホクの初出は『山科家礼記』文明十二年四月四日条「一、今朝禁裏ほく庭共一見申之」であり、禁裏の庭の「ホク」をみている。『山科家礼記』文明十二年五月十五日条には、「一、石ニてホク一予仕出之」とあつて石で「ホク」を作成している。また、『山科家礼記』文明十二年九月二十六日条には「一、ほくのいし二上候。禁裏へまいる也」とあつて、「ホク」の石を禁裏に進上している。

これらの「ホク」に関する史料は、重陽の季節とは無関係にあらわれており、菊との関係をうかがわせる史料も管見の限り存在しない。「ホク」は石に何らかの植物を付けて庭で育成し恒常的に鑑賞しているものであつて、石付盆栽を指していると考えられる。『お湯殿の上の日記』における「ほく」の語に木や石の記載が多いこともその証左となろう。丹生谷氏が「ほく」＝菊の推察の根拠とされた史料も、「ホク」作成に関与した御庭者が「いつものことく」「ホク」を作成したものと解釈できよう。

ところで、同じ石付盆栽をさす言葉として『言国卿記』には「盆山」の語も登場する。冒頭にあげた『日葡辞書』のいう「盆山」の意義と同一の用法である。『言国卿記』文明十三年七月五日条には、「一、御庭者三人参、御盆山木、御庭木共カサヲユヒ畢」とあり、「笠を結う」という作業をしているが、これは日覆いを作成したものと考えられ、「ホク」に施した作業と同一のものである。「ホク」に対してなされた石に木や植物をつけるという作業も、「御盆山ニ木ヲ被付度之由被仰也、付進上之、其用被召云々」¹⁵「一、御盆山ニ木ヲ予ニウヘカハサセラレ畢」¹⁶「一、

禁裏へ一昨日被仰下御石ニ竹ヲ付遣之、持之進上也、事外御ホウヒ也、見事ナル由仰被下畢」¹⁵のような事例が多く見られる。このように「ホク」と盆山に施された作業は石に植物をつけ、育成するという点で一致しており、同じものをさしていると考えられる。

『山科家礼記』においては、文明十二年八月十九日条「一、禁裏盆山石ニ進上候」、文明十二年八月二十一日条「一、盆山五予沙汰出之、一京へ、難波殿所望也」など、盆山の語は「ホク」の語と同時期に使用されているものの、翌文明十三年には「ホク」「盆山」に関する記事がなく、文明十八年分になると「盆山」の語はみえるものの、「ホク」の語はみえなくなる。ところが『言国卿記』においては、「ホク」の語は文明十三年四月二十二日条の史料を最後にみえなくなる一方、文明十三年五月十日条には「御庭者盆山石事申付了」とあつて、はじめて「盆山」の語が登場し、一方で「ホク」の語はまったく登場しなくなる。『山科家礼記』においては、「ホク」と盆山の語は混在状態であつたものの、『言国卿記』における「ホク」から「盆山」への用語の変化は「ホク」＝「盆山」説を裏付けるものであるが、この呼称の変化に、どのような背景があつたのかを考えてみる必要がある。

第二節 文明十三年という状況

『言国卿記』における「ホク」から「盆山」への呼称の変化は、文明十三年（一四八二）の四月～五月という時期に鮮明に現われる。この呼称の変化は、『言国卿記』にあらわれる盆山の記事のほとんどが禁裏における盆山に関するものであつたことと密接な関係があると考えられる。

応仁・文明の乱勃発の直後から、後土御門天皇と後花園上皇は室町殿

に避難し、さらに文明八年十一月二十四日に室町殿が炎上したため、天皇は日野富子の母苗子の住まいであった北小路殿に避難している。後土御門天皇が禁裏に還御したのは文明十一年十二月七日、約十三年間の避難生活であった。その間、朝儀は衰退し、公家衆のなかには在国するものも多かったが、土御門内裏に還御した後も、朝儀は容易には復興できず、公家衆の在国も容易には解消されなかった。このような状況が続く中で、「禁裏」という文化的環境は大きく変質していくが、文明十三年という年は、応仁・文明の乱以前の文化的状況とはまったく異質の文化的空間が形成され始める端緒となったメルクマールの事象が確認される。

後土御門天皇は、応仁・文明の乱が収束の気配をみせはじめる文明十年（一四七八）六月から二十五日月次連歌御会を開始するが、文明十三年二月には禁裏においてはじめて千句連歌御会が催された¹⁸。正月から勝仁親王（のちの後柏原天皇）の月次連歌御会が、七月から関白近衛政家や左大臣西園寺実遠の提唱によって月次和漢聯句御会も開始されて、連句文芸が驚異的な隆盛をみせていく端緒の年であった。また、文明十三年三月十三日には、「今夕禁裏手猿楽候、くすし竹田の子、備中守護被官、御台御中間、さいもくうり、下、司など仕候」とあるように、禁裏においての乱後はじめての手猿楽興行が、医師竹田定盛の関係者の様々な出自をもつものによって演ぜられたことに象徴されるように、禁裏という場が様々な出自をもつものが参入する文化的環境へと変化していることが伺われよう。²¹

こうした状況のなかにあつて、特に「ホク」から盆山への呼称の変化と深い関係があつたと考えられる事象は和漢聯句御会の盛行である。和漢聯句は連歌の一変形で和句と漢句を織り交せて百韻をおりあげるものである。このころ和漢聯句の盛行に特に重要な役割を果たしたのは、南禅寺住持の蘭坡景菫であつた。蘭坡景菫の禁裏における活動については

朝倉尚氏の論考に詳しいが、文明十年から後土御門天皇へ三体詩談議を行つており、蘭坡の参内と談義は禁裏における漢詩文好尚の基礎を作つたものと考えられ、以降禁裏への五山禅僧の参内が増加し、和漢聯句御会も盛行する。すでに丸島秀夫氏の指摘にあるように、禅僧は大陸文化の影響から小型の植物を鉢植にして側において愛好しており、盆山を詠んだ漢詩が多く残され、また『蔭涼軒日録』にみられるように五山禅寺には多くの「盆山」が育成され、足利義政も「盆山」を召し上げている。五山禅僧との文化交流のなかにあつて、「ホク」という呼称よりも盆山という呼称が禁裏において一般化したと推測される。

こうした環境にあつての言国の位置を確認しなければならぬ。禁裏においては文明十七年から月次内々和漢聯句御会も開始され、和漢聯句はますます盛んになっていく。しかし、月次御会においても、臨時の御会においても、言国が和漢聯句御会に連衆として加わつた記録はまったくみられない。そればかりか、『言国卿記』を通読してみても漢詩文に関する記事はほとんどみられないのである。『言国卿記』には相国寺聯輝軒の禅僧が登場するものの、これは莊園の年貢請負に関するものであり、言国には漢詩および漢籍に関する素養はほとんどなく、禅僧との交遊もさほどなかったと考えられる。また、公家日記の多くが漢文体で記されているが、『言国卿記』も『山科家礼記』も和文体で記されている。言国が盆山を「ホク」と記していたのは、石に小型の植物をつけて作成されたものが、日本固有の呼称として「ホク」と呼び習わされていた可能性を示唆するものであろう。『山科家礼記』における呼称の混在もその形跡をうかがわせるものと受け取ることができるのではなからうか。従来の盆栽史においては、盆栽は平安期から鎌倉初期に大陸から渡来したものと考えられてきたが、文字史料において明確に盆栽の存在を示す史料は示されていない。禅僧の漢詩以外で文字史料にあらわれる最も早

い時期の盆栽は、室町中期頃の作かと推定される謡曲「鉢木」であるが、そのなかにおいても「はちのき」が盆栽の呼称であった²⁸。盆栽の多様な呼称の存在を考える余地は大きく残されていると私は考える。

著名な文明十二年八月の禅林応制詩も蘭坡景菫への下命によってなされたものであり、和の文化と漢の文化の融合が「東山文化」のひとつの潮流であったといわれる²⁹。禁裏において隆盛した和漢聯句は、まさに和と漢が融合したものであるが、山科言国は直接的な「和漢融合」の流れとは距離がある人物であった。応仁・文明の乱により弛緩したとはいえ身分的規制が多く残存した禁裏という「場」において、様々な出自を持つものが多様な文化事象を持ち込んでいくなかにあつて、人と人との交遊が無条件になされるものではないことは拙稿で明らかにした「たて花」の受容過程においても明らかであろう³⁰。「ホク」から「盆山」への呼称の変化は、同じものでありながらそれぞれの文化的環境において呼称が相違したものが、ひとつの「場」を通じて間接的に融合し、それによって名称が統一された事例であると私は考える。

※

『言国卿記』にあらわれる「ホク」から盆山へという呼称の変化が、禁裏という文化的環境の質的变化にもなつてあらわるものととらえられるならば、盆山を愛好するという文化が、様々な階層に広まっていたことを予期させる。次章では、盆山を作成した人々に照点をあてながら、盆山の社会的位相を探っていききたい。

第二章 盆山をつくる人々

従来の盆栽史においては、五山禅僧の漢詩や『蔭涼軒日録』に登場する盆山に関する史料が注目され、禅林における盆山愛好や足利將軍家の愛好が大きく取り上げられてきたが、山科家記録に登場するホク・盆山に関する史料は全く取り上げられていない。また、丹生谷哲一氏や川嶋将生氏などが河原者と盆山の関わりからとりあげてはいるものの、盆山作成の具体的様相にまでは踏み込んでいない。山科家記録には、盆山の育成・管理にまつわる作業の記載があり、盆山の作成に関与した多くの人物も登場する。本章では、盆山をつくる人々に着目することで、当時の社会における盆山の位相を考えてみたい。

第一節 山科言国と禁裏の盆山

従来の研究では、後土御門天皇へ足利義政が盆山を献上したことが注目されてきたが、『言国卿記』にあらわれる「ホク」・盆山に関する記載の大半は後土御門天皇が山科言国に命じて様々な作業を行っている記録であることから、後土御門天皇は盆山を愛好していたことが窺えよう。

天皇の御前で「ホク」を作ったという『言国卿記』文明六年六月二十四日条の史料にもみえるように、直接盆山を扱っていたと考えられる。盆山に関してわざわざ言国を召し出すこともあったが、禁裏小番に祇候した際に天皇から盆山のことをまとめて仰せつかることが多い。「盆山事共予被仰付了」³¹「今日盆山之事共被仰付了」³²などの表現が『言国卿記』に多出する。盆山は日々成長する植物を相手にするものであり、山科言国は日常的に盆山の育成・管理を行っていたと考えられる。

言国は、日常的管理の他に、盆山の植え替えや新たな盆山の作成を

することもあった。『言国卿記』文明八年九月二十六日条には、

一、今日八王子山二上、自 禁裏被仰石ニウワルヘキ少木共取也、同
八王子三社へ参詣申也、供兵衛、式部也、廳而木共ヤトシ置了

とあり、応仁・文明の乱をさけての疎開中の坂本の日吉神社の境内から、勅命で木を取ってきたこともあった。^⑤

言国は、禁裏から盆山を預かることも多く、『言国卿記』明応二年三月二日条に「一、自 禁裏御盆山ヲ被預下畢、大石也」とあり、大石を一〇個も預けられており、相当数の盆山を育成したと思われる。他に既成の盆山を預けられて直すように命ぜられたり、預かった盆山を返すように命ぜられたことも確認され、言国は自宅においても相当数の盆山を育成・管理していたものと思われる。言国は毎日盆栽を扱い、その日常はあたかも盆栽職人のような生活を送っていたのではないだろうか。

さて、後土御門天皇の子後柏原天皇（即位は明応九年（一五〇〇）、後土御門天皇崩御による）も盆山を愛好した。残存する『言国卿記』の大半は後土御門天皇の治世のものであり、後柏原天皇の治世の記録は文亀元年（一五〇二）・二年分のみである。しかも、明応七年（一四九八）ころから言国は病がちになり、禁裏小番も子息言綱が勤めることも多く、言国の出仕はかなり不安定なものであった。しかし、盆山の記録は文亀年間にはかなり多い。文亀元年四月十七日に盆山の石を二個預けられたが、四月十九日に進上した際には、「一、禁裏へ一昨日被仰下御石ニ竹ヲ付遣之、持之進上也、事外御ホウヒ也、見事ナル由仰被下畢」とあって、盆山をことのほかほめている。後柏原天皇は後土御門天皇とちがってたて花はあまり好まず、連歌もあまり行わなかった。^⑥しかし、盆山は父帝以上に好んだのであろう。また、このころから、伏見宮邦高親王も

盆山を言国にあずけたり、言国が伏見宮に祇候したときに盆山の直しを命じたこともあった。^⑦

このように禁裏においては、後土御門天皇・後柏原天皇ともに盆山を愛好し、山科言国という「公家」はその日常的な育成・管理のほかに、新たな盆山の作成も自ら行っていたのである。

第二節 青侍層の盆山作成

山科家の家礼大沢久守も盆山を作成していた。主人である言国が禁裏における盆山の管理・育成に深く関与していたこともあろうが、個人的にも盆山を保有していたようだ。『山科家礼記』延徳四年（一四九二）五月十九日条には、「海石盆山白シンウへ候」とあり、盆山にビヤクシンを植えているほか、『山科家礼記』九月十二日条には「彦兵衛料ゆをたき入候、（中略）予盆山石一預候也」とあり、同族の彦兵衛へ盆山を預けている。ほかに、飯尾肥後守や伏見宮からも直接盆山を預かっており、また、千阿弥なる人物と久守が盆山を交換している。^⑧久守の盆山育成技能も世に知られていたようだ。

大沢久守は山科家の家礼であり、公家の家政機関の構成員である諸大夫^⑨「青侍」であったが、公家の青侍層のなかに盆山作成技能に優れたものがほかに存在していた。『言国卿記』文亀元年五月十一日条には、「一、御盆石木ヲ予ニ被付了、又西向被置大ナル石ニモ予被仰付、加田次郎左衛門・同庭田青侍彦三郎、木ヲ付けさせ畢、此兩人ニ御銚子申出、タヘさせ畢」とあって庭田家の青侍とともに加田次郎左衛門が盆山を作っている。やはり、青侍層の人物でも盆山を直接扱っていたと考えられよう。白川忠富王の青侍であった加田次郎左衛門は、『言国卿記』文亀元年八月六日条「御盆山石ニ木ヲ予ニ付カヘさせラレ畢、加田次郎左衛

門尉召、石ノ苔ツチ申付了」とあり、盆山の苔を言国が申し付けたこともあったほか、禁裏に猿楽が伺候する際に準備をしたり、禁裏の松を透かすなど、禁裏の庭に関与が深い一方で、禁裏の使者として現れたり、禁裏御倉の出納に関わるなどの活動もみえる。

このように、公家の青侍層にも盆山を愛好・作成する人物が存在し、禁裏においても盆山を作成したことがうかがえる。

第三節 河原者と盆山

ところで、丹生谷哲一・川嶋将生氏ともに、河原者が盆山を作成することに着目されておられる。特に注目をあつめたのは、山科家記録にあらわれる川崎入道である。

『言国卿記』文明十年十一月二十一日条には（括弧内は引用者註）、

一、青蓮シヤウシヨウ（尊応か？）使者カワサキ入道トテホクツクル者御庭ニ参、御石共ツクラセラレ畢

とある。丹生谷氏は「ホク＝菊」説を唱えたが、本論第一章で述べたように、ホクは盆山の呼称である。川崎入道はこのあと『言国卿記』に四日連続してあらわれる。二十二日条「かわキ（サ脱カ）今日モ参、御石仕也」、二十三日条「カワサキ今日参、石ニ物ウヘサセ畢」とあり、いずれも石に対しての作業をしており、石に何らかの小型の植物を付ける作業をしたのであろう。翌二十四日条には「カワサキ暮程ニ罷帰也、御小袖ヲ被下了、梅染也、畏入由申也、面目ヲモイテ也、夕飯モ民部卿（白川忠富王）ウケタマわりクワセラレ了」とあって、川崎入道に禄として梅染の小袖を下賜され、言国が申次をしている。山科家記録に川崎入

道があらわれるのはこれが最初であり、二十一日条の記載が伝聞の形をとっていることから、言国との所縁はこれ以前にはなかったものと考えられる。『山科家礼記』には文明十二年七月三十日条に「川崎出来候、酒・さうめん、盆山なおして返候也」とあって、大沢久守に盆山を預けたことも確認できる。『言国卿記』においては、文明十三年正月十一日条に「彼（川カ）崎入道参、以予御木石共事被仰也、御酒ヲ被下」とあるが、ホクが漢字の「木」を宛てたものと考えれば、これも盆山に関する作業である可能性がある。二十五日条には「此間被作御ホクノ石、皮（川カ）崎入道持参、二也、民部卿（白川忠富王）申次畢」とあるが、盆山を作成して禁裏に進上した情報が言国に入ってきており、同日条には「予留守（守カ）皮崎入道来云々」とあって禁裏に参仕した際に言国以外の人物が取次をした場合でも挨拶に出向いていた。山科家が禁裏の盆山に深く関与をしている「家」として認識されていた故であろう。

山科家記録にあらわれるこれらの記録は、青蓮院の配下であった川崎入道が禁裏に参入し、盆山を作成した史料と考えられよう。川崎入道は後に川崎庭者と称される川崎村の河原者集団の頭目的存在と考えられる。丸島秀夫氏の指摘がある通り、公方御庭者の善阿弥も足利義政から盆山の作成を命ぜられたり預かったりしており、また『言国卿記』文明十年十一月二十四日条には「御庭者□小四郎ニ予ウケタマワ（リ脱カ）テメシ、御石ニ物ウヘサセ畢」とあり、禁裏御庭者小四郎も盆山を作成している。作庭技能をもつ御庭者が石と植物を組み合わせる盆山にも秀でた技能を有していたことがうかがえよう。

※

このように、公家やその青侍層も盆山に直接の作業を施して作成して

いたと考えられ、「盆山」の作成技能は、河原者や御庭者のみにみられた技能ではなかった。また、盆山は禁裏においては主として庭におかれていたが、その管理には山科言国自身が関与し、川崎入道など河原者ばかりでなく青侍層も関与していた事を考えれば、禁裏の「庭」という「場」が、様々な身分的階層による作業によって形成された要素をもつことにも留意しておく必要がある。

第三章 山科家の盆山と山科七郷柴公事銭問題

第一節 盆山を通じた交遊

さて、前章では主に禁裏の盆山と言国の関わりについて述べたが、『山科家礼記』『言国卿記』には山科言国や大沢久守が請われて盆山を遣わした記事も多く登場する。『言国卿記』文明十三年六月二十日条には「一、統秋 談畢、松木予所持盆山石所望間、秘藏石一遣也、統秋松へ罷由申間、石状ヲソへ遣也」とあり、衆人豊原統秋を通じての松木宗綱の所望に対して、言国は秘藏の石を贈っている。盆山のやりとりは公家社会の交遊の一環ではあったが、経済的代償の役割も担っていた。『言国卿記』明応三年二月二十日条には「一、今日姉小路少将袍、表袴、裾以下借用、遣書状度々申也、然間盆山所望之間持遣之、然者此三種可借由返事之、喜入了」と、姉小路家から装束を借りる代償として盆山を求められている。ほかに、葉室光忠にも盆山を所望されたが、葉室には足利義材に家領備中水田郷のことで口入を頼んでいる。このように盆山は、進物としても機能していた。

足利義政の盆山愛好は先行研究に詳しいが、山科家では足利義材、足利義澄（後述）に盆山を献上している。盆山の愛好は奉行人層にも広が

っていたようで、飯尾肥後（為脩）が大沢久守に盆山をもらっており、また久守が為脩と盆山を交換し、久守の盆山は結城某に渡ったこともあった。また、『山科家礼記』長享二年（二四八八）四月九日条には、

一、今日細川殿大宅里上山へ盆山石トリニ被出候也、二郎五郎、中務子所ニて馬やの者麦飯サセヲク、其外物共ヌスム、曲事也

とあって、おそらく細川政元配下のものが盆山の石を山科東庄の中心地大宅にもとめたこともみえる。細川一族は庭づくりに熱心であり、そのこともあって盆山を愛好するものもあつたと思われる。武家の間にも盆山愛好は広がっていた。その他に、『山科家礼記』には菓子供御人の宇治八郎介が盆山を久守に預けた記載がある。

このように盆山は社会の広い階層に愛好されていたことがうかがえ、進物としての役割を担うこともあつた。盆山を所望されるということは、山科家が多くの人々の優れた盆山を保持していたことが知られていた故であり、盆山を「預ける」という行為は山科家が盆山の育成・管理に関して優れた技能を保持していた故であろう。川嶋将生は山科言国が禁裏の庭園の管理に深くかかわっていたことを指摘しているが、拙稿でも明らかにしたように山科言国・大沢久守は立花の原型である「たて花」にも優れており、植物全般に関して優れた技能と知識を保持していたと考えられる。盆山の育成・管理・作成に関する技能も、この植物に関しての深い造詣を背景にしたものと考えてよいであろう。

山科家では「たて花」の花材を家礼を動員して各方面から収集し、また山科東庄内からも盛んに植物を採取していた。盆山に付けた植物に関しては記載がほとんど伺えないが、山科において採取されたか、自宅で育成していた可能性は高からう。また、盆山の材料となる石の採取に家

礼を動員している事例が確認される。『言国卿記』文明八年九月二日条には、

一、今日長門守上洛也、(中略)伊勢ヨリ石ノホセラルノ、坂本予所へツケラル、間、其ヲ長門持上也

一、下姿ニテ彼御石持参、正親町シテ進上也、召上喜思食、廳而予着装束可祇候由、被仰下也、則參彼御石ニ物ヲ被付了

とあり、大沢久守(長門守)がわざわざ伊勢から石を取り寄せて言国が天皇に進上し、命ぜられ木をつけている。

ほかに、『山科家礼記』文明十二年八月十八日条には「山上盆山石取也」とあり、翌日には「禁裏盆山石二御進也」とあって、山科庄内からも石を調達している。さきにふれた細川政元が大宅里に石をもとめたように、山科庄は植物ばかりでなく石も求めることができる地であった。山科家は、盆山に関しての優れた技能とともに原材料を調達する条件に恵まれていたことがえよう。

第二節 七郷柴公事銭問題における盆山

山科家にとって盆山は、階層を問わず交遊をむすぶツールともなっていたが、意外なところで役に立つことになる。このころ、山科七郷は禁裏の門の警護をつとめることが度々あった。幕府の諸軍勢とならんで警護を勤めたこともあり、禁裏にとって重要な警察力となっていた。

文亀元年初頭から山科七郷は禁裏警護の代償として、柴の公事銭の免除をもとめていた。禁裏は女房奉書で免除を約束したが、幕府の許可はおりず、郷民は警護を渋っていた。

このころ、先に触れたように伏見宮も盆山を山科家に預けるなどしていたが、その一族の禅僧宗山等貴(萬松軒)も盆山に関心をしめしていた。宗山等貴は南禅寺禅僧であり、將軍の猶子ともなっていたが、禁裏の和漢聯句御会や連歌御会にも多く参仕していた。『言国卿記』文亀二年七月二十日条には、

一、今夕萬松軒ヨリ御書被下、盆山石給之、せきコク、岩レンケ、其外可然物可付進由被仰之、武家可御進上御用云々

とあり、言国は宗山等貴から將軍進上のための盆山をもとめられて進上している。

翌日の『言国卿記』には、

一、今日早旦二万松ヨリ承石色々付進上也、書状ニテ進也、孫四郎持参了、御目ヲ被驚由被仰也、祝着々々

とあり、進上した盆山に対して萬松軒は將軍が目を驚かしたと山科家に伝えている。

山科七郷の柴公事銭問題は、禁裏警護の問題でもあったが、禁裏にも、山科家にも解決力はなかった。禁裏の盆山と関わりをもち、幕府に直接のコネクションを有していた宗山等貴は、山科家の盆山の価値を利用して事態の解決を図ろうと画策する。文亀二年八月二日、言国は召し出しにより禁裏に参上している。同日の『言国卿記』には、

(前略)先御方御所・伏見殿・萬松軒御座ニテ色々物語在之、武家盆山御尋在之、進上可然歟由、萬松被仰、所持進上由申入了

とあって、將軍の盆山への問いに対して、知仁親王（後奈良天皇）の御所において伏見宮、宗山等貴と相談し、盆山を進上しようとしたことになった。翌日、言国は秘蔵のビヤクシンの盆山を進上した。翌四日、鞍馬に参詣した帰り、言国はまた召し出しをうけている。『言国卿記』の同日条には、

（前略）從 禁裏御文被下、下姿ニテ可祇候、山科七郷柴公事御奉書、武家被申出云々、然間用意下姿ニテ長橋局祇候、彼御奉書予被下、七郷ヲトナ共召上、可申之由被仰下、畏入由申了目出々々、御奉書如此、伝奏シテ事不届間、萬松軒御申在之、夜前奉行殿中へ被召、於殿中ニテ御奉書被書云々、嚴重至也

諸口柴木公事銭事、為御料所雖被仰付、今北孫右衛門尉、於當郷者、就 禁裏御門以下警固之儀、歎申之条被閣之訖、若寄事於左右、有懈怠者、速可被処嚴科之由、被仰出候也、仍執達如件

文亀二

八月三日

清房 在判

長秀 同

山科七郷地下中

このように、柴公事の免除の幕府奉行人奉書がだされたことをしらされた。萬松軒の口入で奉行人を殿中に呼び出してまで書かせている。

『言国卿記』文亀二年八月九日条には、

一、今日萬松軒柳一荷サウメン一折 持參、郷中之今度之御奉書、盆山ナトニ如此、則御対面在之、御坏ヲ被下、畏入了

とあり、「盆山などで解決するとは」という感想を記している。

この過程で、知仁親王の御所で萬松軒は伏見宮との相談をしており、山科家に盆山進上を勧めることは禁裏で決定された。山科家→萬松軒→足利義澄というルートで盆山は進上されたことになる。文書の発行は、足利義澄→幕府奉行人→萬松軒→山科家というルートをたどっている。これは通常のルートではなく（伝奏は関与していない）、細川政元の添状もない。山科家の盆山は、禁裏という場が培ったネットワークの中で、禁裏と山科家が共通の課題として抱えていた七郷柴公事銭問題の解決に有効に働いたといえよう。

おわりに

かつて、將軍義政は五山禪寺で育成されていた盆山を徴発したことがあったが、山科家の盆山は、五山禅林のなかにあった宗山等貴の目からみても見事なものであって、將軍の意向をかえるほどの文化的技量を備えており、禁裏という場におかれた盆山とその管理・育成に大きな役割を果たした山科言国の技量が優れていたことを示しているといえよう。応仁・文明の乱後の禁裏という場は、制約はあったものの、多様な文化事象が展開し、様々な身分階層の人間が行きかうひとつのサロンとして機能していたことを見逃してはならない。

従来の研究では、盆山は中国渡来の文化であるという側面が強調されてきたが、山科言国には、漢の素養があまり見受けられない。先行研究が明らかにしているように、盆山は、蓬萊山などの理想郷を石と植物の

組み合わせによる小世界として構成するという出発点があった。しかし、石と植物の組み合わせや、植物のかたち自体が発する美的価値に着目すると、花をたててその美的印象を鑑賞する立花に近い価値を見出すこともできよう。少し時代は下るが、天文花伝書群は、視覚的な美とその“場”にふさわしい装飾を作り出すための慣習によって構成されている。言国が培っていた盆山の作成・管理・育成の技術も、思想を背景としたものばかりではなかったように思われてならない。様々な思想と美的価値が交錯する乱世にあつて生み出された文化事象としての盆山の位置を確認しなければならぬだろう。

また、盆山は様々な階層の人間が愛好し、その作成・育成も様々な階層の人間が携わっていた事実を山科家記録は物語っている。「ホク」を菊作りと解釈された丹生谷氏は、重陽の節会において長寿を願う菊水を採取する菊が、河原者の手によって作成されることを菊慈童の説話とむすびつけておられる^⑧。しかし、河原者が「盆山」を作成した背景は、庭者としての植栽技術の延長線上に位置するものであつて、庭者に限られた特殊な技能ではなかつたと考えられる。近世初頭には姿を消す「庭者」や庭園植栽という“業”の位相、さらには菊を植えた声聞師たちのもつ予祝的能力とのかかわりも今後追求されるべきであろう。

山科家記録における「ホク」と「盆山」に関する記載は豊富であり、本論ではその一部を明らかにしたものに過ぎない。歴史学・園芸史・美術史などから今後多角的な分析が必要である。本論では、『言国卿記』において「ホク」という呼称が盆山へと変化する背景について、禁裏という“場”の文化的環境をみたが、「はじめに」でも触れたように、石をめぐる美術的視線の変化、特に書院飾における「盆山」の位置づけをめぐって、立花を中心とした装飾芸術の様式的完成との関係から今後の議論がさらなる考究がなされるべきであろう。多くの課題が提示され

る中であつて、具体的事例や新たな視覚からの研究が活況を呈しているとは言い難い。東山文化像の再検討の一素材となることを期待しつつ、筆を擱くこととしよう。

注

- ① 「書院押板真飾」（享保元年相伝）所載の図には石と砂の組み合わせたものの挿絵の横に「盆山」と書き込まれている。（岡田幸三「盆石・盆山と花」『図説いけばな大系』第六巻 角川書店 一九七三）
- ② 特に石付盆栽としての「盆山」は天文花伝書のなかでの「砂の物」のなかで容姿の点で類似しているものが確認される。立花における「砂の物」の呼称は、平たい花器に立てる花の意ではあるが、現在でいう「水石」のひとつである尾張徳川家の「夢の浮橋」は義直没後の「慶安四年尾張徳川家御道具帳」では「一 夢ノ浮橋 砂之物石」と表記されていた。（矢野環氏の御指摘による）。石付盆栽・立花・盆石が石をめぐる美術的鑑賞のあり方のなかで、錯綜していた状況をあらわしているといえよう。
- ③ 風間書房 一九八〇
- ④ 講談社 一九八五
- ⑤ 村上朝子、仲隆祐、藤井英二郎「住宅における植栽意匠、特にいけばなや盆栽との関わりに関する史的考察」『造園雑誌』五六（五）、村上朝子、藤井英二郎「立花および盆栽と庭園植栽意匠との関わりに関する史的考察」『造園雑誌』五七（五）
- ⑥ 『中世の民衆と芸能』「山水河原者」（阿吡社 一九八六）
- ⑦ 「河原者・菊・天皇」『日本歴史』五〇二、「中世公武政権と河原者の位相」『日本中世の身分と社会』 塙書房 一九九三
- ⑧ 川嶋将生は、後に「山科家をめぐる散所と河原者」『洛中洛外の社会史』思文閣出版 一九九九）において『言国卿記』の文化史的史料価値を高く評価したものの、同論文では丹生谷説を援用している。

⑨ 「河原者・菊・天皇」『日本歴史』五〇二

⑩ 『言国卿記』文明七年四月五日条

⑪ 『言国卿記』文明七年四月十日条

- ⑫ 『言国卿記』 文明六年七月九日条
- ⑬ 『言国卿記』 明応二年三月二十四日条
- ⑭ 『言国卿記』 明応三年四月一日条
- ⑮ 『言国卿記』 文亀元年四月十九日条
- ⑯ 菅原正子「公家衆の在国」(『中世公家の経済と文化』吉川弘文館 一九九七)
- ⑰ 酒井信彦「応仁の乱と朝儀の再興」『東京大学史料編纂所研究紀要』五号
- ⑱ 拙稿「後土御門天皇連句文芸御会の歴史的地位」『藝能史研究』一七八号
- ⑲ 拙稿「後土御門天皇連句文芸御会の歴史的地位」『藝能史研究』一七八号
- ⑳ 『山科家礼記』 同日条
- ㉑ 拙稿「後土御門天皇期の禁裏における猿楽興行の諸様相」公家集団の申沙汰を中心に『藝能史研究』一六九号
- ㉒ 「蘭坡景菫小論」『国文学攷』四八号
- このほかに当時の禁裏における連句文芸御会の隆盛に関して、「聯句連歌会の実態」『連歌とその周辺』(中世文芸叢書別巻一 広島中世文学会 一九六七)。朝倉尚「禁裏月次連歌連句活動と禅僧」(『連歌と中世文芸』一九七六 角川書店)。朝倉尚『宗山等貴、就山永崇』(清文堂 一九九〇)などがある。
- ㉓ 『お湯殿の上の日記』 文明十年十二月三日を初見とする。三体詩の談義が終了した後、黄山谷の談義がはじまり、文明十五年まで続く。
- ㉔ 朝倉尚氏は文明十七年から開始される月次内々和漢聯句御会において指導者・ゲスト的立場にあったとされている。
- ㉕ 文明年間初期には和漢聯句御会は年に一、二回確認されるのみであるが、文明十一年には二回・文明十二年には七回・文明十三年には月次外様和漢聯句御会が七月に開始され、臨時の御会も含めると一八回が確認される。文明九年から『お湯殿の上の日記』が残存しており、禁裏における文芸御会の記録が増加することを考慮しても、蘭坡景菫の談義以降の増加は目を見張るものがある。
- ㉖ 丸島秀夫氏前掲書
- ㉗ 菅原正子『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館 一九九七)
- ㉘ 室町初期の山科家の当主であった教言の日記『教言卿記』も和文体で

山科家記録における「ホク」と「益山」

- 記されており、山科家においては累代の日記は和文体で記される慣習であった可能性がある。教言は空応明応に参禅し、禅学に関する記録も多いが、益山に関する史料はまったく登場しない。「ホク」においても同様である。
- ㉙ 丸島秀夫氏前掲書
- ㉚ 芳賀幸四郎『東山文化』河出書房 一九四五
- ㉛ 拙稿「山科家と「たて花」——中世末期公家社会の文化史的考察」『立命館史学』二六号
- ㉜ 丸島秀夫氏前掲書
- ㉝ 『言国卿記』 明応二年六月四日条
- ㉞ 『言国卿記』 明応四年十月十日条
- ㉟ 応仁・文明の乱をさけての山科家の疎開中の生活については下坂守「坂本の寺家御坊と山科家」『中世寺院社会の研究』(思文閣出版 二〇〇一)にくわしい。
- ㊱ 『言国卿記』 明応三年三月六日条
- ㊲ 『言国卿記』 文亀元年四月十七日条
- ㊳ 『言国卿記』 文亀元年四月十九日条
- ㊴ 両角倉一「後土御門天皇連歌壇の作品について」『山梨県立女子短大紀要』三(一九七三)
- ㊵ 『言国卿記』 文亀元年閏六月一日条
- ㊶ 『言国卿記』 文亀二年七月二十日条
- ㊷ 『山科家礼記』 延徳三年三月十一日条
- ㊸ 『山科家礼記』 長享二年九月二十日条
- ㊹ 『山科家礼記』 明応元年十一月十九日条。千阿弥については、村井康彦氏、家塚智子氏などの論及があるが、この千阿弥は久守宅に毎月十六日前後に現れて食事を供されており、僧侶であったと考えられ、同朋衆の千阿弥であったとは思われない。
- ㊺ 『実隆公記』 明応七年十二月一日条には「入夜御製可拝見之由、被仰下之、愚意之所存申入之、加田次郎左衛門持来之間、賜一盞了」とあり、白川忠富王の青侍であったことが判明する。白川忠富王は後土御門天皇の側近である。

- ④6 『言国卿記』 文龜二年正月十四日条
- ④7 『言国卿記』 明応七年四月三十日条
- ④8 『言国卿記』 文龜元年七月二十日条
- ④9 『言国卿記』 文龜元年十二月月十六日条
- ⑤0 川嶋将生「川崎村の成立をめぐって」『中世京都文化の周縁』（思文閣出版 一九九二）
- ⑤1 丸島秀夫氏前掲書
- ⑤2 杉山美絵「戦国期の禁裏における声聞師大黒の存在形態」（『藝能史研究』一七五号）は、声聞師大黒の禁裏における御庭者としての活動から禁裏の庭における特権独占の可能性を示唆している。禁裏の「庭」では青侍による演能などもおこなわれていたほか、言国などの庭園に関わる活動、本論で明らかにしている盆山にかかわる様々な身分階層の存在など、多面的要素をもつ「場」であったことにも今後着目する必要がある。
- ⑤3 『山科家礼記』 延徳三年三月二十日条
- ⑤4 『山科家礼記』 延徳三年十月十七日条
- ⑤5 『山科家礼記』 延徳三年三月二十日条
- ⑤6 『山科家礼記』 延徳三年四月三日条
- ⑤7 川嶋将生「枯山水と山水河原者」（『中世京都文化の周縁』 思文閣出版 一九九二）
- ⑤8 『山科家礼記』 延徳三年六月二十日条
- ⑤9 「山科家をめぐる散所と河原者」（『洛中洛外の社会史』 思文閣出版 一九九九所収）
- ⑥0 拙稿「山科家と「たて花」」（『中世末期公家社会の文化史的考察』）『立

命館史学』二六号

⑥1 拙稿「山科家と「たて花」」（『中世末期公家社会の文化史的考察』）『立命館史学』二六号

⑥2 さきにふれたように坂本に逃避生活を送っていた時期に言国自身が八王子山に登って植物を採取している事例がわずかに確認される。

⑥3 飯倉晴武「山城国山科七郷と室町幕府」（『日本古代中世史の地方史的展開』吉川弘文館 一九七二）

⑥4 『言国卿記』 文龜二年八月十七日条

⑥5 「後柏原天皇女房奉書」『言国卿記』 文龜元年二月五日条所載

⑥6 『言国卿記』 文龜元年二月十五日条。奉書が下りないため、郷民は拒否。同文龜元年二月十七日、伝奏を介しての工作も失敗。

⑥7 『言国卿記』 文龜元年閏六月五日条では、柴木公事銭の免除が降りないことを理由に再び拒否。その後言国らの説得もあつて七月二十三日には出仕を約束したが、勝手に退出するなど非協力的であつた。

⑥8 朝倉尚『宗山等貴 就山永崇』清文堂 一九九〇

⑥9 「河原者・菊・天皇」『日本歴史』五〇二、「中世公武政権と河原者の位相」（『日本中世の身分と社会』塙書房 一九九三）（本学大学院博士後期課程）

（付記）

本稿の執筆者である小森崇弘君は、二〇〇八年一月二十五日急逝された。心より御冥福をお祈りする。したがって校正は川嶋が責任をもつて行った。

（川嶋将生記）